

## 診療所開設届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が許可を受けて診療所を開設した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条の2第1項、同法施行規則第3条第1項		
提出期限	開設後10日以内	様式	3
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	1 全ての医師・歯科医師の免許証の写（原本持参） 2 全ての医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写、又は臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） 3 全ての医師・歯科医師の履歴書 4 薬剤師が勤務する場合は、薬剤師の免許証の写し（原本持参） 5 開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録の写、又は評議員会議事録の写 6 管理者がやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書		
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」	1 住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 2 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 3 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	1 開設許可書の名称を記載する。
2. 開設の場所	1 開設許可書の開設場所を記載する。
3. 診療科目	1 開設許可書の診療科目を記載する。
4. 開設許可年月日	1 開設許可書の許可年月日を記載する。
5. 許可番号	1 開設許可書の許可番号を記載する。
6. 開設年月日	1 診療所を実際に開設した日を記載する。
7. 管理者	1 管理者の住所は、医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2 免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
8. 診療に従事する医師・歯科医師	1 管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 2 診療日は該当する欄に○を記載する。 3 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。
9. 薬剤師が勤務するときは、その氏名	1 薬剤師が勤務する場合は、その氏名を記載する。 2 常勤（常勤換算後）3人以上医師（歯科医師を除く）が勤務する場合は、専属の薬剤師を配置する必要がある。ただし、保健所長の許可を受けた場合はこの限りではない。（医療法第18条）
10. 診療所の診療日・診療時間	1 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。

## 診療所開設届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

添付書類の記載要領	
医師・歯科医師の免許証の写、及び臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	<p>1 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けたもの）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。</p> <p>2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p>
医師・歯科医師の履歴書	<p>1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。</p>
開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録の写又は評議員会議事録の写	<p>1 社員総会議事録の写、評議員会議事録の写は代表者による原本証明が必要。</p>
その他	<p>1 薬剤師が勤務する場合は、免許証の写を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参する。氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p> <p>2 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者の同意書を添付。その際、診療時間が他の病院等の勤務時間と重複していないこと。</p> <p>※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等の勤務時間及び管理する診療所の診療時間が記載されていること。</p>